

適格分割等によるリース譲渡に係る収益及び費用の 帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号。以下「改正法」といいます。）附則第 17 条第 4 項の規定の適用を受けた法人を分割法人又は現物出資法人（以下「分割法人等」といいます。）とする適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合において、法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 121 号。以下「改正令」といいます。）附則第 12 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、同条第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

なお、各欄は移転した旧リース譲渡（令和 9 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度において行われた改正法による改正前の法人税法第 63 条第 1 項に規定するリース譲渡をいいます。以下同じです。）に係る契約ごとに記載しますが、記載しきれない場合には、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。

- (1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。
 - (2) 「譲渡年月日」欄は、旧リース譲渡を行った年月日を記載してください。
 - (3) 「基準事業年度」欄は、改正法附則第 17 条第 3 項に規定する「基準事業年度」を記載してください。
 - (4) 「未計上収益額（円）」欄及び「未計上費用額（円）」欄は、改正法附則第 17 条第 3 項に規定する「未計上収益額」及び「未計上費用額」を記載してください。
 - (5) 「「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「未計上収益額（円）」欄及び「未計上費用額（円）」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。
 - (6) 「移転未計上収益額（円）」欄及び「移転未計上費用額（円）」欄は、改正令附則第 12 条第 5 項に規定する「移転未計上収益額」及び「移転未計上費用額」を記載してください。
 - (7) 「「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「移転未計上収益額（円）」欄及び「移転未計上費用額（円）」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。
 - (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 4 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。